

特許法施行令等の一部を改正する政令案新旧対照条文（傍線部分は改正部分）
○特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）（第一条関係）

改 正 案	現 行
目次 第一章 在外者の手続の特例（第一条） 第一章の二 一の願書で特許出願をすることができる発明（第二 二条） 第二章 特許権の存続期間の延長登録（第三条・第四条） 第三章 審査官、審判官及び審判書記官の資格（第十二条―第 十三条の二） 第四章 工業所有権審議会（第十三条の三） 第五章 特許料の減免又は猶予（第十四条―第十六条） 第六章 決定により特許出願とみなされる国際出願に係る特例 （第十七条） 附則 第二条 （略） 第二章 特許権の存続期間の延長登録 （延長登録の理由となる処分） 第三条 （略） （延長登録の出願の期間） 第四条 （略）	目次 第一章 在外者の手続の特例（第一条） 第一章の二 一の願書で特許出願をすることができる発明（第 一条の二） 第一章の三 特許権の存続期間の延長登録（第一条の三・第一 条の四） 第二章 判定に関する手続（第二条―第十一条） 第三章 審査官及び審判官の資格（第十二条・第十三条） 第四章 工業所有権審議会（第十三条の二） 第五章 特許料の減免又は猶予（第十四条―第十六条） 第六章 決定により特許出願とみなされる国際出願に係る特例 （第十七条） 附則 第一条の二 （略） 第一章の三 特許権の存続期間の延長登録 （延長登録の理由となる処分） 第一条の三 （略） （延長登録の出願の期間） 第一条の四 （略） 第二章 判定に関する手続

(判定を求める方式)

第二条 特許発明の技術的範囲について判定を求める者は、次に掲げる事項を記載した書面を特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 判定請求事件の表示
- 二 当事者及び代理人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 三 請求の趣旨及びその理由

(審判官の指定)

第三条 特許庁長官は、特許法第七十一条第二項の規定により審判官を指定する場合には、次の各号の一に該当する者を当該事件の審判官として指定してはならない。

- 一 事件の当事者若しくは当事者であつた者又は配偶者若しくは配偶者であつた者が事件の当事者である者若しくは当事者であつた者
- 二 事件の当事者が四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族である者又はあつた者
- 三 事件の当事者の後見人、後見監督人又は保佐人
- 四 事件について当事者の代理人である者又はあつた者
- 五 その他事件について審理の公正を妨げるべき事情がある者

(審判官の補充)

第四条 特許庁長官は、特許法第七十一条第二項の規定により指定した審判官のうち判定に関与することに故障がある者があるときは、その指定を解いて他の審判官をもつてこれを補充しなければならない。

(判定の合議制)

第五条 判定は、特許法第七十一条第二項の規定により指定された三名の審判官の合議体が行なう。

- 2 前項の合議体の合議は、過半数により決する。

第五条から第十一条まで
削除

(首席審判官)

第六条 特許庁長官は、特許法第七十一条第二項の規定により指定した審判官のうち一名を首席審判官として指定しなければならない。

2 首席審判官は、その判定請求事件に関する事務を総理する。

(答弁書の提出等)

第七条 首席審判官は、判定の請求があつたときは、第二条の書面の副本を被請求人に送達し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えなければならない。

2 首席審判官は、前項の答弁書を受理したときは、その副本を判定請求人に送達しなければならない。

(審理の方式)

第八条 判定の審理は、書面審理による。ただし、首席審判官は、当事者の申立てにより又は職権で、口頭審理によるものとすることができる。

(調書)

第九条 前条ただし書の規定による口頭審理による判定については、特許庁長官が指定する職員は、首席審判官の命を受けて、期日ごとに審理の要旨その他必要な事項を記載した調書を作成しなければならない。

(職権により審理した場合における通知)

第十条 首席審判官は、判定の審理において当事者が申し立てない理由について審理したときは、その審理の結果を当事者に通知し、相当の期間を指定して、意見を申し立てる機会を与えなければならない。

(審理の終結)

第十一条 判定の審理が終わつたときは、次に掲げる事項を記載

第三章 審査官、審判官及び審判書記官の資格

(審判官の資格)

第十三条 審判官の資格を有する者は、職務の級が行政職俸給表
▪ による六級以上若しくは専門行政職俸給表による三級以上の
者又は指定職俸給表の適用を受ける者であつて、次の各号のい
ずれかに該当し、かつ、工業所有権研修所における所定の研修
課程を修了したものである。

一 三 (略)

(審判書記官の資格)

第十三条の二 審判書記官の資格を有する者は、職務の級が行政
職俸給表 ▪ による四級以上の者であつて、次の各号のいずれか
に該当し、かつ、工業所有権研修所における所定の研修課程を
修了したものである。

一 通算して五年以上特許庁において工業所有権に関する事務
に従事した者

二 審判の手續に関し前号に掲げる者と同等以上の学識経験を
有すると認められる者

(工業所有権審議会)

第十三条の三 (略)

した文書を作成しなければならない。

一 判定請求の番号

二 判定請求事件の表示

三 当事者及び代理人の氏名又は名称及び住所又は居所

四 判定の結論及び理由

五 審理終結の年月日

2 特許庁長官は、前項の文書の謄本を当事者に送達しなければ
ならない。

第三章 審査官及び審判官の資格

(審判官の資格)

第十三条 審判官の資格を有する者は、職務の級が行政職俸給表
▪ による六級以上若しくは専門行政職俸給表による三級以上の
者又は指定職俸給表の適用を受ける者であつて、次の各号の一
に該当し、かつ、工業所有権研修所における所定の研修課程を
修了したものである。

一 三 (略)

(工業所有権審議会)

第十三条の三 (略)

(資力に乏しい者)

第十四条 特許法第百九条の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一 特許法第百九条第一号に掲げる者にあつては、次条第一項の申請書を提出する日において、次のいずれかに該当すること。

イ 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十一條第一項各号に掲げる扶助を受けていること。

ロ 市町村民税（特別区民税を含む。次条第二項第二号において同じ。）が課されていないこと（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第五号に規定する非居住者（以下「非居住者」という。）にあつては、通商産業省令で定めるところにより算定した所得の合計額が通商産業省令で定める額に満たないこと。）。

ハ 所得税が課されていないこと（非居住者にあつては、通商産業省令で定めるところにより算定した所得の合計額が通商産業省令で定める額に満たないこと。）。

二 特許法第百九条第二号に掲げる者にあつては、次条第一項の申請書を提出する日において、イからニまで（個人にあつてはロ及びハ、法人でその設立の日の属する事業年度の確定申告書（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。）を提出すべき期限が到来していないものにあつてはイ、ロ及びニ）のいずれにも該当すること。

イ 資本の額又は出資の総額（資本又は出資を有しない法人にあつては、通商産業省令で定める額）が三億円以下の法人であること。

ロ 設立の日（合併により設立された法人にあつてはその合併により消滅した法人の設立の日のうち最も早い日、個人にあつてはその事業を開始した日）以後五年を経過していないこと。

ハ 法人税（所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者

(減免又は猶予の手続)

第十四条 特許法第百九条の規定による特許料の軽減若しくは免除又はその納付の猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を特許庁長官に提出しなければならない。

一 申請人の氏名及び住所又は居所

二 当該特許出願の番号

三 特許料の軽減若しくは免除又はその納付の猶予を必要とする理由

2 前項の申請書には、申請人が生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあつては第一号の書面、その他の事実を理由とする場合にあつては第二号の書面を添附しなければならない。

一 当該扶助を受けていることを証明する書面

二 所得税に係る納税証明書その他当該事実を証明する書面

（次条第三項第二号において「居住者」という。）にあつては、事業税）が課されていないこと（非居住者にあつては通商産業省令で定めるところにより算定した所得の合計額が通商産業省令で定める額に満たないこと、所得税法第二十条第一項第七号に規定する外国法人（次条第三項において「外国法人」という。）にあつては通商産業省令で定めるところにより算定した所得がないこと。）。

ニ イからハまでに該当する法人に対し、その発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の二分の一以上に相当する数又は額の株式又は出資を単独で所有する関係その他その事業活動を実質的に支配することが可能なものとして通商産業省令で定める関係を持つている法人がないこと。

（減免又は猶予の申請）

第十五条 特許法第百九条の規定による特許料の軽減若しくは免除又はその納付の猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を特許庁長官に提出しなければならない。

一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 当該特許出願の番号

三 特許法第百九条第一号に掲げる者又は同条第二号に掲げる者の別

四 特許料の軽減若しくは免除又はその納付の猶予を必要とする理由

2 特許法第百九条第一号に掲げる者が前項の申請書を提出する場合には、次の各号に掲げる場合についてそれぞれ当該各号に掲げる書面を添付しなければならない。

一 前条第一号イに該当することを理由とする場合 同号イに該当することを証明する書面

二 前条第一号ロに該当することを理由とする場合 市町村民税に係る納税証明書その他同号ロに該当することを証明する書面（非居住者にあつては、通商産業省令で定める書面）

（特許料の減免）

第十五条 特許法第百九条の規定による特許料の軽減又は免除は、次条に規定する特許料の納付を猶予することができる期間内には特許料を納付することが著しく困難であると認められる場合に限り、することができる。

三 前条第一号ハに該当することを理由とする場合 所得税に係る納税証明書その他同号ハに該当することを証明する書面（非居住者にあつては、通商産業省令で定める書面）

3 特許法第百九条第二号に掲げる者が第一項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書面その他通商産業省令で定める書面を添付しなければならない。

一 定款又は法人登記簿の謄本（資本又は出資を有しない法人にあつては定款、寄附行為又は法人登記簿の謄本及び前事業年度末の貸借対照表、外国法人又は個人にあつては通商産業省令で定める書面）

二 法人税として納付した税額又は納付すべきことが確定した税額を証する書面（居住者にあつては事業税として納付した税額を証する書面、非居住者又は外国法人にあつては通商産業省令で定める書面）

三 申請に係る発明が特許法第三十五条第一項の従業者等がした職務発明であることを証明する書面

四 申請に係る発明についてあらかじめ特許法第三十五条第一項の使用者等に特許を受ける権利を承継させることが定められた契約、勤務規則その他の定めの写真

（特許料の免除又は猶予）

第十五条の二 特許庁長官は、第十四条第一号イ又はロに掲げる要件に該当する者が特許料を納付することが困難であると認めるときは、特許法第百七条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料を免除することができる。

2 特許庁長官は、第十四条第一号ハに掲げる要件に該当する者（同号イ又はロに掲げる要件に該当する者を除く。）又は同条第二号に掲げる要件に該当する者が特許料を納付することが困難であると認めるときは、特許法第百七条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料の納付を猶予することができる。

(猶予の期間)

第十六条 前条第二項の規定により特許料の納付を猶予すること
ができる期間は、特許料を納付すべき期間の経過の日から三年
以内とする。

(猶予の期間)

第十六条 特許法第百九条の規定により特許料の納付を猶予する
ことができる期間は、特許料を納付すべき期間の経過の日から
二年以内とする。

○実用新案法施行令（昭和三十五年政令第十七号）（第二条関係）

改 正 案	現 行
（登録料の減免又は猶予） 第三条 実用新案法第三十二条の二の規定による登録料の軽減若しくは免除又はその納付の猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を特許庁長官に提出しなければなら ない。 一 申請人の氏名及び住所又は居所 二 当該実用新案登録出願の表示 三 登録料の軽減若しくは免除又はその納付の猶予を必要とする理由 2 前項の申請書には、申請人が生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあつては第一号の書面、その他の事実を理由とする場合にあつては第二号の書面を添付しなければならない。 一 当該扶助を受けていることを証明する書面 二 所得税に係る納税証明書その他当該事実を証明する書面 3 実用新案法第三十二条の二の規定による登録料の軽減又は免除は、次項に規定する登録料の納付を猶予することができる期間内には登録料を納付することが著しく困難であると認められる場合に限り、することができる。 4 実用新案法第三十二条の二の規定により登録料の納付を猶予することができる期間は、登録料を納付すべき期間の経過の日から三年以内とする。 （特許法施行令の準用） 第四条 （略）	（特許法施行令の準用） 第三条 （略） 2 特許法施行令第二章（判定に関する手続）の規定は、登録実用新案の技術的範囲についての判定に関する手続に準用する。

2 特許法施行令第三章（審査官、審判官及び審判書記官の資格 。）の規定は、審査官、審判官及び審判書記官の資格に準用する	3 （略）
3 特許法施行令第三章（審査官及び審判官の資格）の規定は、 審査官及び審判官の資格に準用する。	5 4 （略） 特許法施行令第五章（特許料の減免又は猶予）の規定は、登 録料の減免又は猶予に準用する。

○意匠法施行令（昭和三十五年政令第十八号）（第三条関係）

改 正 案		現 行
1 （略）		2 1 （略） 特許法施行令第二章（判定に関する手続）の規定は、意匠法第二十五条第一項の判定に関する手続に準用する。
2 特許法施行令第三章（審査官、審判官及び審判書記官の資格。 ）の規定は、審査官、審判官及び審判書記官の資格に準用する。		3 特許法施行令第三章（審査官及び審判官の資格）の規定は、審査官及び審判官の資格に準用する。

○商標法施行令（昭和三十五年政令第十九号）（第四条関係）

改 正 案	現 行
（特許法施行令の準用） 第二条（略） 2 特許法施行令第三章（審査官、審判官及び審判書記官の資格 。）の規定は、審査官、審判官及び審判書記官の資格に準用する。	（特許法施行令の準用） 第二条（略） 2 特許法施行令第二章（判定に関する手続）の規定は、商標法 第二十八条第一項（第六十八条第三項において準用する場合を 含む。）の判定に関する手続に準用する。 3 特許法施行令第三章（審査官及び審判官の資格）の規定は、 審査官及び審判官の資格に準用する。

○特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）（第五条関係）

改 正 案	現 行
（資力に乏しい者） 第一条の二 特許法第百九十五条の二の政令で定める要件は、次のとおりとする。 一 特許法第百九十五条の二第一号に掲げる者にあつては、次条第一項の申請書を提出する日において、次のいずれかに該当すること。 イ 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けていること。 ロ 市町村民税（特別区民税を含む。次条第二項第二号において同じ。）が課されていないこと（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第五号に規定する非居住者（以下「非居住者」という。）にあつては、通商産業省令で定めるところにより算定した所得の合計額が通商産業省令で定める額に満たないこと）。 ハ 所得税が課されていないこと（非居住者にあつては、通商産業省令で定めるところにより算定した所得の合計額が通商産業省令で定める額に満たないこと）。 二 特許法第百九十五条の二第二号に掲げる者にあつては、次条第一項の申請書を提出する日において、イからニまで（個人にあつてはロ及びハ、法人でその設立の日の属する事業年度の確定申告書（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。）を提出すべき期限が到来していないものにあつてはイ、ロ及びニ）のいずれにも該当すること。 イ 資本の額又は出資の総額（資本又は出資を有しない法人にあつては、通商産業省令で定める額）が三億円以下の法人であること。 ロ 設立の日（合併により設立された法人にあつてはその合	（特許出願についての出願審査の請求の手数料の減免） 第一条の二 特許法第百九十五条の二の規定による出願審査の請求の手数料の軽減又は免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を特許庁長官に提出しなければならない。 一 申請人の氏名及び住所又は居所 二 当該特許出願の表示 三 出願審査の請求の手数料の軽減又は免除を必要とする理由 2 前項の申請書には、申請人が生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあつては第一号の書面、その他の事実を理由とする場合にあつては第二号の書面を添附しなければならない。 一 当該扶助を受けていることを証明する書面 二 所得税に係る納税証明書その他当該事実を証明する書面

併により消滅した法人の設立の日のうち最も早い日、個人にあつてはその事業を開始した日）以後五年を経過していないこと。

ハ 法人税（所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者（次条第三項第二号において「居住者」という。）にあつては、事業税）が課されていないこと（非居住者にあつては通商産業省令で定めるところにより算定した所得の合計額が通商産業省令で定める額に満たないこと、所得税法第二条第一項第七号に規定する外国法人（次条第三項において「外国法人」という。）にあつては通商産業省令で定めるところに算定した所得がないこと。）。

ニ イからハまでに該当する法人に対し、その発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の二分の一以上に相当する数又は額の株式又は出資を単独で所有する関係その他その事業活動を実質的に支配することが可能なものとして通商産業省令で定める関係を持つている法人がないこと。

（減免の申請）

第一条の三 特許法第百九十五条の二の規定による出願審査の請求の手数料の軽減又は免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 二 当該特許出願の表示
 - 三 特許法第百九十五条の二第一号に掲げる者又は同条第二号に掲げる者の別
 - 四 出願審査の請求の手数料の軽減又は免除を必要とする理由
- 2 特許法第百九十五条の二第一号に掲げる者が前項の申請書を提出する場合には、次の各号に掲げる場合についてそれぞれ当該各号に掲げる書面を添付しなければならない。
- 一 前条第一号イに該当することを理由とする場合 同号イに

該当することを証明する書面

二 前条第一号ロに該当することを理由とする場合 市町村民税に係る納税証明書その他同号ロに該当することを証明する書面（非居住者にあつては、通商産業省令で定める書面）

三 前条第一号ハに該当することを理由とする場合 所得税に係る納税証明書その他同号ハに該当することを証明する書面（非居住者にあつては、通商産業省令で定める書面）

3 特許法第九十五条の二第二号に掲げる者が第一項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書面その他通商産業省令で定める書面を添付しなければならない。

一 定款又は法人登記簿の謄本（資本又は出資を有しない法人にあつては定款、寄附行為又は法人登記簿の謄本及び前事業年度末の貸借対照表、外国法人又は個人にあつては通商産業省令で定める書面）

二 法人税として納付した税額又は納付すべきことが確定した税額を証する書面（居住者にあつては事業税として納付した税額を証する書面、非居住者又は外国法人にあつては通商産業省令で定める書面）

三 申請に係る発明が特許法第三十五条第一項の従業者等がした職務発明であることを証明する書面

四 申請に係る発明についてあらかじめ特許法第三十五条第一項の使用等の特許を受ける権利を承継させることが定められた契約、勤務規則その他の定め の 写し

（出願審査の請求の手数料の減免）

第一条の四 特許庁長官は、第一条の二第一号イ又はロに掲げる要件に該当する者が出願審査の請求の手数料を納付することが困難であると認めるときは、第一条第二項の表第六号の規定により計算される出願審査の請求の手数料を免除することができる。

2 特許庁長官は、第一条の二第一号ハに掲げる要件に該当する者（同号イ又はロに掲げる要件に該当する者を除く。）又は同

条第二号に掲げる要件に該当する者が出願審査の請求の手数料を納付することが困難であると認めるときは、第一条第二項の表第六号の規定により計算される出願審査の請求の手数料の金額の二分の一に相当する額を軽減することができる。

(実用新案技術評価の請求の手数料の減免)

第二条の二 実用新案法第五十四条第九項の規定による実用新案技術評価の請求の手数料の軽減又は免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 申請人の氏名及び住所又は居所
- 二 当該実用新案登録出願の表示又は当該実用新案登録の登録番号
- 三 実用新案技術評価の請求の手数料の軽減又は免除を必要とする理由

2 前項の申請書には、申請人が生活保護法第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあつては第一号の書面、その他の事実を理由とする場合にあつては第二号の書面を添付しなければならない。

- 一 当該扶助を受けていることを証明する書面
- 二 所得税に係る納税証明書その他当該事実を証明する書面

(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律関係手数料)
第五条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

	納付しなければならない者	金額
一	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第七条第一項の規定により磁気ディスクへの記録を求める者	一件につき千二百円に書面一枚につき七百円を

(実用新案技術評価の請求の手数料の減免)
第二条の二 第一条の二の規定は、実用新案技術評価の請求の手数料の軽減又は免除に準用する。

(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律関係手数料)
第五条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

	納付しなければならない者	金額
一	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第七条第一項の規定により磁気ディスクへの記録を求める者	一件につき千五百円に書面一枚につき七百円を

2 (略)	六二)	
	(略)	
	(略)	加えた額（二件以上を一の書面とする場合にあっては、一件ごとに一の書面とする場合の額の合計額。）

2 (略)	六二)	
	(略)	
	(略)	加えた額（二件以上を一の書面とする場合にあっては、一件ごとに一の書面とする場合の額の合計額。）

○特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）（第六条関係）

改 正 案	現 行
（特許原簿の範囲） 第九条（略） 2 特許を受けた発明の当該明細書及び図面（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号。以下この条において「特例法」という。）の規定により明細書に記載された事項及び図面の内容が特例法第三条第二項に規定するファイルに記載されている場合にあっては、当該ファイルの記録）は、次条第一項の規定の適用を除き、特許登録原簿の一部とみなす。 3 特許異議の申立てについての決定、審判の審決又は再審の決定若しくは審決の原本により、第一条各号に掲げる事項について、特許登録原簿又は特許関係拒絶審決再審請求原簿にその決定又は審決の要旨の登録をしたときは、その原本（特例法の規定により決定又は審決の内容が特例法第三条第二項に規定するファイルに記載されている場合にあっては、当該ファイルの記録）は、次条第一項の規定の適用を除き、特許登録原簿又は特許関係拒絶審決再審請求原簿の一部とみなす。	（特許原簿の範囲） 第九条（略） 2 特許を受けた発明の当該明細書及び図面（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）の規定により明細書に記載された事項及び図面の内容が同法第三条第二項に規定するファイルに記載されている場合にあっては、当該ファイルの記録）は、次条第一項の規定の適用を除き、特許登録原簿の一部とみなす。 3 特許異議の申立てについての決定、審判の審決又は再審の決定若しくは審決の原本により、第一条各号に掲げる事項について、特許登録原簿又は特許関係拒絶審決再審請求原簿にその決定又は審決の要旨の登録をしたときは、その原本は、次条第一項の規定の適用を除き、特許登録原簿又は特許関係拒絶審決再審請求原簿の一部とみなす。

○実用新案登録令（昭和三十五年政令第四十号）（第七条関係）

改 正 案	現 行
（実用新案原簿の範囲） 第三条 （略） 2 実用新案登録を受けた考案の当該明細書及び図面（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）以下この条において「特例法」という。）の規定により明細書に記載された事項及び図面の内容が特例法第三条第二項に規定するファイルに記録されている場合にあつては、当該ファイルの記録）は、次条第一項の規定の適用を除き、実用新案登録原簿の一部とみなす。 3 審決の原本により、第一条各号に掲げる事項について、実用新案登録原簿にその審決の要旨の登録をしたときは、その原本（特例法の規定により審決の内容が特例法第三条第二項に規定するファイルに記録されている場合にあつては、当該ファイルの記録）は、次条第一項の規定の適用を除き、実用新案登録原簿の一部とみなす。	（実用新案原簿の範囲） 第三条 （略） 2 実用新案登録を受けた考案の当該明細書及び図面（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）の規定により明細書に記載された事項及び図面の内容が同法第三条第二項に規定するファイルに記録されている場合にあつては、当該ファイルの記録）は、次条第一項の規定の適用を除き、実用新案登録原簿の一部とみなす。 3 審決の原本により、第一条各号に掲げる事項について、実用新案登録原簿にその審決の要旨の登録をしたときは、その原本は、次条第一項の規定の適用を除き、実用新案登録原簿の一部とみなす。

○意匠登録令（昭和三十五年政令第四十一号）（第八条関係）

改 正 案	現 行
（意匠原簿の範囲） 第三条（略） 2 意匠登録を受けた意匠を記載した当該図面（意匠法第六条第二項の規定により図面に代えて写真、ひな形又は見本を提出した場合）には、当該写真、ひな形又は見本。工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号。以下この条において「特例法」という。）の規定により図面の内容が特例法第三条第二項に規定するファイルに記録されている場合に於ては、当該ファイルの記録）は、次条第一項の規定の適用を除き、意匠登録原簿の一部とみなす。 3 審決の原本により、第一条各号に掲げる事項について、意匠登録原簿又は意匠関係拒絶審決再審請求原簿にその審決の要旨の登録をしたときは、その原本（特例法の規定により審決の内容が特例法第三条第二項に規定するファイルに記録されている場合に於ては、当該ファイルの記録）は、次条第一項の規定の適用を除き、意匠登録原簿又は意匠関係拒絶審決再審請求原簿の一部とみなす。	（意匠原簿の範囲） 第三条（略） 2 意匠登録を受けた意匠を記載した当該図面（意匠法第六条第二項の規定により図面に代えて写真、ひな形又は見本を提出した場合）には、当該写真、ひな形又は見本）は、次条第一項の規定の適用を除き、意匠登録原簿の一部とみなす。 3 審決の原本により、第一条各号に掲げる事項について、意匠登録原簿又は意匠関係拒絶審決再審請求原簿にその審決の要旨の登録をしたときは、その原本は、次条第一項の規定の適用を除き、意匠登録原簿又は意匠関係拒絶審決再審請求原簿の一部とみなす。

○商標登録令（昭和三十五年政令第四十二号）（第九条関係）

改 正 案	現 行
（商標原簿の範囲） 第三条（略） 2 商標登録を受けた商標であつて願書に記載したもの（商標法第五条第三項に規定する場合にあつては標準文字により現したもの。工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号。以下この条において「特例法」という。）の規定により商標登録を受けた商標が特例法第三条第二項に規定するファイルに記録されている場合にあつては、当該ファイルの記録）は、次条第一項の規定の適用を除き、商標登録原簿の一部とみなす。 3 登録異議の申立てについての決定、審判の審決又は再審の決定若しくは審決の原本により、第一条各号に掲げる事項について、商標登録原簿又は商標関係拒絶審決再審請求原簿にその決定又は審決の要旨の登録をしたときは、その原本（特例法の規定により決定又は審決の内容が特例法第三条第二項に規定するファイルに記録されている場合にあつては、当該ファイルの記録）は、次条第一項の規定の適用を除き、商標登録原簿又は商標関係拒絶審決再審請求原簿の一部とみなす。	（商標原簿の範囲） 第三条（略） 2 商標登録を受けた商標であつて願書に記載したもの（商標法第五条第三項に規定する場合にあつては標準文字により現したもの。）は、次条第一項の規定の適用を除き、商標登録原簿の一部とみなす。 3 登録異議の申立てについての決定、審判の審決又は再審の決定若しくは審決の原本により、第一条各号に掲げる事項について、商標登録原簿又は商標関係拒絶審決再審請求原簿にその決定又は審決の要旨の登録をしたときは、その原本は、次条第一項の規定の適用を除き、商標登録原簿又は商標関係拒絶審決再審請求原簿の一部とみなす。

○工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令（平成二年政令第二百五十八号）（第十条関係）

改 正 案	現 行
（特定手続の指定） 第一条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項の政令で定める手続は、次に掲げる手続（別表の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る同表の第三欄に掲げる手続並びに在外者が特許管理人によらないでする手続を除く。以下「特定手続」という。）とする。	（特定手続の指定） 第一条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項の政令で定める手続は、次に掲げる手続（国際出願等（特許法第百八十四条の三第一項又は第百八十四条の二十四第四項の規定により特許出願とみなされる国際出願、実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）第四十八条の三第一項又は第四十八条の十六第四項の規定により実用新案登録出願とみなされる国際出願、防衛目的のための特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用を受ける特許出願及び実用新案登録出願並びに法の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた特許出願及び実用新案登録出願（施行日以後にされた特許出願及び実用新案登録出願であつて、特許法第四十四条第二項（同法第四十六条第五項及び実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。）、実用新案法第十条第三項又は特許法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第四十一号。以下「改正法」という。）による改正前の特許法（以下「旧特許法」という。）第四十五条第六項若しくは第五十三条第四項（旧特許法第百五十九条第一項（旧特許法第百七十四条第一項（改正法による改正前の実用新案法（以下「旧実用新案法」という。）第四十五条において準用する場合を含む。）及び旧実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。）、旧特許法第百六十一条の三第一項（旧実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。）及び旧実用新案法第十三条において準用する場合を含む。）の規定により施行日前にしたものとみなされるものを除く。）をいう。以下同じ。）並びに国際出願等に係る第二号から第十三号まで、第十五号及び第十六号に掲げる手続を除く。以下「特定手続」と

一 特許出願

二 実用新案登録出願

三 意匠登録出願

四 商標登録出願、防護標章登録出願又は防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願

五 商標法（昭和三十四年法律第二百七号）附則第三条第一項（同法附則第二十三条で準用する場合を含む。）の規定による書換登録の申請

六 特許法第三十六条の二第二項の規定による翻訳文の提出

七 特許法第三十条第四項（実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定による特許法第三十条第一項又は第三項（これらの規定を実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面の提出

八 意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）第四条第三項の規定による同条第二項の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面の提出

九 商標法第九条第二項の規定による同条第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面の提出

十 特許法第四十一条第四項又は実用新案法第八条第四項の規定による書面の提出

十一 特許法第四十三条第一項（同法第四十三条の二第三項（実用新案法第十一条第一項、意匠法第十五条第一項及び商標法第十三条第一項（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）、実用新案法第十一条第一項、意匠法第十五条第一項及び商標法第十三条第一項（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の規定による書面の提出

十二 特許法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第四十

いう。）とする。

一 特許出願又は実用新案登録出願

二 特許法第三十六条の二第二項の規定による翻訳文の提出

三 特許法第三十条第四項（実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定による特許法第三十条第一項又は第三項（実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面の提出

四 特許法第四十一条第四項又は実用新案法第八条第四項の規定による書面の提出

五 特許法第四十三条第一項（同法第四十三条の二第三項（実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。）及び実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定による書面の提出

六 旧特許法第五十三条第六項（旧特許法第一百五十九条第一項

一号。以下この号において「昭和六十年改正法」という。）

による改正前の特許法（以下「旧特許法」という。）第五十三條第六項（旧特許法第百五十九條第一項（旧特許法第百七十四條第一項（昭和六十年改正法による改正前の実用新案法（以下「旧実用新案法」という。）第四十五條において準用する場合を含む。）及び旧実用新案法第四十一條において準用する場合を含む。））、旧特許法第百六十一條の三第一項（旧実用新案法第四十一條において準用する場合を含む。）及び旧実用新案法第十三條において準用する場合を含む。）の規定による書面の提出

十三 意匠法第十七條の三第三項（同法第五十條第一項（同法第五十七條第一項において準用する場合を含む。））、商標法第十七條の二第一項（同法第六十八條第二項において準用する場合を含む。）及び同法第五十五條の二第三項（同法第六十條の二第二項（同法第六十八條第五項において準用する場合を含む。）及び同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による書面の提出

十四 意匠法第十四條第一項の規定による意匠を秘密にすることの請求

十五 第一号から第四号までの出願の放棄又は取下げ

十六 特許法第四十一條第一項又は実用新案法第八條第一項の規定による優先権の主張の取下げ

十七 特許法第三十四條第四項又は第五項（これらの規定を実用新案法第十一條第二項、意匠法第十五條第二項及び商標法第十三條第二項において準用する場合を含む。）の規定による特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利、意匠登録を受ける権利又は商標登録出願により生じた権利の承継の届出

十八 特許出願についての出願審査の請求

十九 特許法第五十條（同法第百五十九條第二項（同法第百七十四條第二項において準用する場合を含む。）及び同法第百

（旧特許法第百七十四條第一項（旧実用新案法第四十五條において準用する場合を含む。）及び旧実用新案法第四十一條において準用する場合を含む。））、旧特許法第百六十一條の三第一項（旧実用新案法第四十一條において準用する場合を含む。）及び旧実用新案法第十三條において準用する場合を含む。）の規定による書面の提出

七 特許出願又は実用新案登録出願の放棄又は取下げ

八 特許法第四十一條第一項又は実用新案法第八條第一項の規定による優先権の主張の取下げ

十 特許法第三十四條第四項又は第五項（実用新案法第十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定による特許を受ける権利又は実用新案登録を受ける権利の承継の届出であつて、通商産業省令で定めるもの

十一 特許出願についての出願審査の請求

十二 特許法第五十條の規定による意見書の提出

六十三條第二項並びに意匠法第十九條及び第五十條第三項（同法第五十七條第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。第三十六号において同じ。）又は商標法第十五條の二（同法第五十五條の二第一項（同法第六十條の第二項（同法第六十八條第五項において準用する場合を含む。）及び同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）、同法第六十五條の五及び第六十八條第二項において準用する場合を含む。第三十六号において同じ。）若しくは同法第十五條の第三第一項（同法第五十五條の第二第一項（同法第六十條の第二項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。第三十六号において同じ。）若しくは同法附則第七條（同法附則第十六條第一項（同法附則第十九條（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）及び同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）及び同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）及び同法附則第二十三條において準用する場合を含む。第三十六号において同じ。）の規定による意見書の提出

二十 特許法第六十四條の二第一項の規定による出願公開の請求

二十一 実用新案技術評価の請求

二十二 意匠法第十四條第一項の規定により秘密にすることを請求した期間の延長又は短縮の請求

二十三 特許法第二百一十一條第一項、意匠法第四十六條第一項若しくは第四十七條第一項又は商標法第四十四條第一項（同法第六十八條第四項及び同法附則第十三條（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）若しくは同法第四十五條第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）の審判（以下「拒絶査定等に対する審判」という。）の請求

二十四 拒絶査定等に対する審判に係る手続であつて、次に掲げるもの（ハからリまでに掲げるものにあつては、証拠保全に係るものを除く。）

イ 特許法第四百十五條第二項（意匠法第五十二條並びに商

十三

実用新案技術評価の請求

標法第五十六条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）において準用する場合を含む。）の規定による口頭審理の申立

ロ 特許法第五十条第一項（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による証拠調の申立

ハ 特許法第五十条第五項又は第五百三十三条第二項（これらの規定を意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による意見の申立て

ニ 特許法第五十一条（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）において準用する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第九十三条第一項の規定による期日の指定の申立て

ホ 特許法第五十一条において準用する民事訴訟法第百八十条第一項の規定による証拠の申出

ヘ 特許法第五十一条において準用する民事訴訟法第二百七条第一項（特許法第百五十一条において準用する民事訴訟法第二百十一条において準用する場合を含む。）の規定による当事者本人の尋問の申立て

ト 特許法第百五十一条において準用する民事訴訟法第二百十九条又は第二百二十六条（これらの規定を特許法第百五十一条において準用する民事訴訟法第二百三十一条及び第二百三十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による書証の申出

チ 特許法第百五十一条において準用する民事訴訟法第二百二十二条第一項の規定による申出

リ 特許法第百五十一条において準用する民事訴訟法第二百四十二条の規定による尋問の申出

又 特許法第五十五条第一項（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による審判の請求の取下げ

ル 特許法第五十六条第二項（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による審理の再開の申立て

二十五 特許法第八十四条の四第一項若しくは第二項又は実用新案法第四十八条の四第一項若しくは第二項の規定による

二十六 特許法第八十四条の四第四項又は実用新案法第四十八条の四第四項の規定による補正後の請求の範囲の翻訳文の提出

二十七 特許法第八十四条の五第一項又は実用新案法第四十八条の五第一項の規定による書面の提出

二十八 特許法第八十四条の五第二項又は実用新案法第四十八条の五第二項の規定による手続の補正又はこれらの補正の補正

二十九 特許法第八十四条の七第一項（実用新案法第四十八条の十五第一項において準用する場合を含む。）の規定による補正書の写しの提出

三十 特許法第八十四条の八第一項（実用新案法第四十八条の十五第一項において準用する場合を含む。）の規定による補正書の写し又は補正書の翻訳文の提出

三十一 特許法第八十四条の十一第二項（実用新案法第四十八条の十五第二項において準用する場合を含む。）の規定による特許管理人の選任の届出

三十二 特許法第八十四条の十四（同法第八十四条の二十六項並びに実用新案法第四十八条の十五第三項及び第四十八条の十六第六項において準用する場合を含む。）の規定による特許法第三十条第一項又は第三項（これらの規定を実用新案法第十一条において準用する場合を含む。）の規定の適

用を受けようとする旨を記載した書面の提出

三十三 実用新案法第四十八条の四第四項に規定する国内処理の請求

三十四 実用新案法第四十八条の七第一項又は第二項の規定による図面の提出

三十五 特許法第四条（意匠法第六十八条第一項並びに商標法第七十七条第一項及び同法附則第二十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による期間（特許法第七十三条第一項（意匠法第五十八条第一項並びに商標法第六十一条（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二十条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する期間を除く。）の延長又は意匠法第十七条の四（商標法第十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による期間の延長の請求

三十六 特許法第五条第一項（実用新案法第二条の五第一項、意匠法第六十八条第一項並びに商標法第七十七条第一項及び同法附則第二十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による期間（特許法第三十九条第七項（同法第三十四条第七項（実用新案法第十一条第二項、意匠法第十五条第二項及び商標法第十三条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、意匠法第九条第五項若しくは商標法第八条第四項の規定により、又は特許法第五十条若しくは商標法第十五条の二若しくは第十五条の三第一項若しくは同法附則第七条の規定により指定された期間に限る。）の延長の請求

三十七 特許法第百八条第三項、実用新案法第三十二条第三項、意匠法第四十三条第三項又は商標法第四十一条第二項（同法第四十一条の二第六項において準用する場合を含む。）若しくは同法第六十五条の八第三項の規定による期間の延長の

九

特許法第五条第一項（実用新案法第二条の五第一項において準用する場合を含む。）の規定による期間（特許法第三十九条第七項（同法第三十四条第七項（実用新案法第十一条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は特許法第五十条（同法第百五十九条第二項（同法第百七十四条第二項において準用する場合を含む。）及び同法第百六十三条第二項において準用する場合を含む。第十二号において同じ。）の規定により指定された期間に限る。）又は同法第百八条第三項若しくは実用新案法第三十二条第三項の規定による期間の延長の請求

請求

三十八 特許法第五条第二項（意匠法第六十八条第一項並びに商標法第七十七条第一項及び同法附則第二十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による期日の変更の請求（拒絶査定等に対する審判に係るものに限る。）

三十九 商標権の存続期間の更新登録の申請

四十 法第十五条第一項の規定による特許料等又は手数料の納付に関する申出その他の通商産業省令で定める手続

四十一 特許法第十七条第一項若しくは第三項（法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは特許法第百三十三条第一項若しくは第二項（これらの規定を意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）、実用新案法第二条の二第一項若しくは第三項若しくは第六条の二、意匠法第六十条の三又は商標法第六十八条の二若しくは同法附則第二十四条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による第一号から第三十八号まで及び第四十号に掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正（代理権を証明する書面その他の物件の提出をその内容とするものを除く。）

四十二 第一号から第三十八号まで、第四十号及び前号に掲げる手続（第四十号にあつては法第十五条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による特許料等の納付の申出に係るものを、前号にあつては第四十号に掲げる手続（法第十五条第一項の規定による特許料等の納付に関する申出に係るものに限る。）の補正又はその補正の補正に係るものを除く。）をした者に対し、

十四 法第十五条第一項の規定による特許料等又は手数料の納付に関する申出その他の通商産業省令で定める手続

十五 特許法第十七条第一項若しくは第三項（法第四十一条第二項において準用する場合を含む。）又は実用新案法第二条の二第一項若しくは第三項若しくは第六条の二の規定による前各号に掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正（代理権を証明する書面その他の物件の提出をその内容とするものを除く。）

十六 前各号に掲げる手続（第十四号にあつては法第十五条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。以下この号及び第六条第一号において同じ。）の規定による特許料等の納付に関する申出に係るものを、前号にあつては第十四号に掲げる手続（法第十五条第一項の規定による特許料等の納付に関する申出に係るものに限る。）の補正又はこの補正の補正に係るものを除く。）をした者に対し、特許法第十八条の

特許法第十八条の二第二項（法第四十一条第二項、実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は特許法第一百三十三条の二第二項（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第十八条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により提出の機会が与えられる弁明を記載した書面の提出

四十三 特許法第八十六条第一項（実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）、意匠法第六十三条第一項又は商標法第七十二条第一項の規定による法第三条第二項に規定するファイル（以下単に「ファイル」という。）に記録されている事項の証明の請求

四十四 特許法第八十六条第一項（実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）、意匠法第六十三条第一項又は商標法第七十二条第一項の規定による特許原簿、実用新案原簿、意匠原簿又は商標原簿のうち磁気テープをもって調整した部分に記録されている事項の証明の請求

四十五 特許法第八十六条第一項（実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）、意匠法第六十三条第一項又は商標法第七十二条第一項の規定による特許原簿、実用新案原簿、意匠原簿又は商標原簿のうち磁気テープをもって調整した部分に記録されている事項を記載した書類の交付の請求

四十六 法第十二条第一項の規定による請求をした者の使用に係る入出力装置（特許庁の使用に係るものを除く。）を使用して行う閲覧の請求

四十七 法第十二条第二項の規定による書類の交付の請求

二第二項（法第四十一条第二項又は実用新案法第二条の五第二項において準用する場合を含む。第六条第二号において同じ。）の規定により提出の機会が与えられる弁明を記載した書面の提出

十七 特許法第八十六条第一項（実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）、意匠法第六十三条第二項に規定するファイル（以下単に「ファイル」という。）に記録されている事項の証明の請求

十八 特許法第八十六条第一項（実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）、意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）第六十三条第一項若しくは商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第七十二条第一項の規定による特許原簿、実用新案原簿、意匠原簿若しくは商標原簿のうち磁気テープをもって調整した部分に記録されている事項の証明の請求

十九 特許法第八十六条第一項（実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）、意匠法第六十三条第一項又は商標法第七十二条第一項の規定による特許原簿、実用新案原簿、意匠原簿又は商標原簿のうち磁気テープをもって調整した部分に記録されている事項を記載した書類の交付の請求

二十 法第十二条第一項の規定による請求をした者の使用に係る入出力装置（特許庁の使用に係るものを除く。）を使用して行う閲覧の請求

二十一 法第十二条第二項の規定による書類の交付の請求

(特定処分等の指定)

第三条 法第四条第一項の政令で定める処分若しくは判定又は判定若しくは特許異議の申立て若しくは登録異議の申立て若しくは審判に関する記録は、次に掲げるものとする。

一 特許法第十三条第四項（実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による特定手続（第一条第一号から第四十一号までに掲げるものに限る。次号及び第三号において同じ。）その他通商産業省令で定める手続の却下の処分

二 法第七条第三項、特許法第十八条（法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は実用新案法第二条の三の規定による特定手続その他通商産業省令で定める手続の却下の処分

三 特許法第十八条の二第一項（法第四十一条第二項、実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による特定手続その他通商産業省令で定める手続の却下の処分

四 特許庁長官が行う特許法第二十二条（実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは特許法第二十四条（実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）

(特定処分等の指定)

第三条 法第四条第一項の政令で定める処分は、次に掲げる処分（第三号から第五号までに掲げる処分については、国際出願等に係るものを除く。）とする。

一 法第七条第三項、特許法第十八条（法第四十一条第二項において準用する場合を含む。）又は実用新案法第二条の三の規定による特定手続（第一条第一号から第十五号までに掲げるものに限る。次号において同じ。）その他通商産業省令で定める手続の却下の処分

二 特許法第十八条の二第一項（法第四十一条第二項又は実用新案法第二条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定による特定手続その他通商産業省令で定める手続の却下の処分

三 特許法第四十九条の規定による拒絶をすべき旨の査定

以下この号において同じ。）において準用する民事訴訟法第百二十八条第一項若しくは第百三十一条第一項の規定による決定又は特許法第二十四条において準用する民事訴訟法第百三十一条第二項の規定による決定の取消し（別表の一から四までの項の第二欄に掲げる手続に係るものを除く。）

五 特許法第百八十四条の五第三項（実用新案法第四十八条の五第三項において準用する場合を含む。）の規定による国際特許出願（特許法第百八十四条の三第一項の規定により特許出願とみなされた国際出願をいい、別表の二の項（一）に掲げるものを除く。）又は国際実用新案登録出願（実用新案法第四十八条の三第一項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願をいい、別表の二の項（一）に掲げるものを除く。次号において同じ。）の却下の処分

六 実用新案法第四十八条の七第三項の規定による国際実用新案登録出願の却下の処分

七 審判長、審判官又は審査官が行う審決、査定若しくは決定又はこれらの取消し（次のイからハまでに掲げるものを除く。）

イ 特許法第六十七条の三第一項の規定による拒絶をすべき旨の査定

ロ 特許法第六十七条の三第二項の規定による延長登録をすべき旨の査定

ハ 再審の審決又は決定

八 判定

九 特許法第百四十七条第一項（同法第七十一条第三項（実用新案法第二十六条、意匠法第二十五条第三項及び商標法第二十八条第三項（同法第六十八条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、特許法第百十七条第二項及び第百五十一条（同法第七十一条第三項及び第百十九条、実用新案法第四十一条、意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第四十三条の八（同法第六十八条第四項において準用する場合

四

特許法第五十一条の規定による特許をすべき旨の査定

五

特許法第五十三条第一項の規定による却下の決定

を含む。)及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。)及び同法附則第十七条第一項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、実用新案法第四十一条、意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項(同法第四十三条の六第二項(同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。))及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。))及び同法附則第十七条第一項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定による調書の作成

(特定処分等の入力事項)

第四条 特許庁長官、審判長、審判官、審査官又は審判書記官は、電子情報処理組織を使用して特定処分等を行うときは、当該特定処分等につき規定した特許等関係法令の規定において文書に記載すべきこととされている事項を法第二条第一項の入出力装置(特許庁の使用に係るものに限る。))から入力し、ファイルに記録しなければならない。

(特定処分等を行う者の指定)

第五条 法第四条第三項の政令で定める者は、審判長、審判官、審査官及び審判書記官とする。

(特定通知等の指定)

第六条 法第五条第一項の政令で定める通知又は命令は、次に掲げる通知又は命令(別表の第二欄に掲げる手続に係る同表の第四欄に掲げる通知又は命令を除く。))とする。

一 法第七条第二項、特許法第十七条第三項(法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)
(若しくは特許法第百三十三条第一項若しくは第二項(これ

(特定処分等の入力事項)

第四条 特許庁長官又は審査官は、電子情報処理組織を使用して特定処分等を行うときは、当該特定処分等につき規定した特許等関係法令の規定において文書に記載すべきこととされている事項を法第二条第一項の入出力装置(特許庁の使用に係るものに限る。))から入力し、ファイルに記録しなければならない。

(特定処分等を行う者の指定)

第五条 法第四条第三項の政令で定める者は、審判官及び審査官とする。

(特定通知等の指定)

第六条 法第五条第一項の政令で定める通知又は命令は、次に掲げる通知又は命令(第三号から第八号までに掲げる通知又は命令については、国際出願等に係るものを除く。))とする。

一 法第七条第二項、特許法第十七条第三項(法第四十一条第二項において準用する場合を含む。))又は実用新案法第二条の二三項若しくは第六条の二の規定による特定手続(第一条第一号から第十五号までに掲げる特定手続(同条第十四号にあっては法第十五条第一項の規定による特許料等の納付に

らの規定を意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において準用する場合を含む。）又は実用新案法第二条の二第三項若しくは第六条の二の規定による特定手続（第一条第一号から第三十八号まで、第四十号及び第四十一号に掲げる特定手続（同条第四十号にあっては法第十五条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による特許料等の納付に関する申出に係るものを、第一条第四十一号にあっては同条第四十号に掲げる特定手続（法第十五条第一項の規定による特許料等の納付に関する申出に係るものに限る。）の補正又はその補正の補正に係るものを除く。）に限る。次号において同じ。）その他通商産業省令で定める手続の補正の命令

二 特許法第十八条の二第二項（法第四十一条第二項、実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は特許法第百三十三条の二第二項（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による特定手続その他通商産業省令で定める手続をした者に対する却下の理由の通知

三 特許法第二十三条第一項（意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による命令（審査又は拒絶査定等に対する審判に係るものに限る。）

四 特許法第二十三条第三項（意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において

関する申出に係るものを、第一条第十五号にあっては同条第十四号に掲げる特定手続（法第十五条第一項の規定による特許料等の納付に関する申出に係るものに限る。）の補正又はこの補正の補正に係るものを除く。）に限る。次号において同じ。）その他通商産業省令で定める手続の補正の命令（特許出願にあっては、審査（特許法第百六十二条の規定による審査を除く。次号から第五号までにおいて同じ。）に係るものに限る。）

二 特許法第十八条の二第二項の規定による特定手続その他通商産業省令で定める手続をした者に対する却下の理由の通知

三 特許法第二十三条第一項の規定による命令（審査に係るものに限る。）

四 特許法第二十三条第三項の規定による通知（審査に係るものに限る。）

準用する場合を含む。）の規定による通知（審査又は拒絶査定等に対する審判に係るものに限る。）

五| 特許法第三十九条第七項（同法第三十四条第七項（実用新案法第十一条第二項、意匠法第十五条第二項及び商標法第十三条第二項において準用する場合を含む。）、意匠法第九条第五項又は商標法第八条第四項の規定による命令（審査又は拒絶査定等に対する審判に係るものに限る。））

六| 特許法第四十八条の五第二項の規定による通知

七| 特許法第五十条（同法第五百九条第二項及び第六百三十三条第二項並びに意匠法第十九条及び第五十条第三項において準用する場合を含む。）又は商標法第十五条の二（同法第十五条の二第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）、同法第六十五条の五及び第六十八条第二項において準用する場合を含む。）若しくは同法第十五条の三（同法第五十五条の二第一項において準用する場合を含む。）

（若しくは同法附則第七条（同法附則第十六条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）及び同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による通知

八| 特許法第五十二条第二項（同法第六百六十三条第三項、意匠法第十九条並びに商標法第十七条（同法第六十八条第二項において準用する場合を含む。）及び同法第六十五条の五並びに同法附則第九条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による査定の謄本の送達

九| 特許法第五十三条第一項（同法第五百九条第一項及び第六百六十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による却下の決定に係る通知であって、通商産業省令で定めるもの

十| 意匠法第十七条の二第三項（同法第五十条第一項において準用する場合を含む。）又は商標法第十六条の二第三項（同法第五十五条の二第三項（同法第六十八条第四項において準

五| 特許法第三十九条第七項の規定による命令（審査に係るものに限る。）

六| 特許法第四十八条の五第二項の規定による通知
七| 特許法第五十条の規定による通知

八| 特許法第五十二条第二項の規定による査定の謄本の送達

九| 特許法第五十三条第一項の規定による却下の決定に係る通知であって、通商産業省令で定めるもの

用する場合を含む。）及び同法第六十八條第二項において準用する場合を含む。）の規定による却下の決定の謄本の送達

十一 特許法第三百三十七條第一項（意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項及び同法附則第十七條第一項において準用する場合を含む。）又は特許法第四百十四條の二第一項（意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項及び同法附則第十七條第一項において準用する場合を含む。）の規定による審判官又は審判書記官の指定に係る通知であつて、通商産業省令で定めるもの（拒絶査定等に対する審判に係るものに限る。）

十二 特許法第四百四十五條第三項（意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項及び同法附則第十七條第一項において準用する場合を含む。）の規定による期日の呼出し（拒絶査定等に対する審判に係るものに限る。）

十三 特許法第五百十條第五項（意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項及び同法附則第十七條第一項において準用する場合を含む。）の規定による証拠調の結果の通知（拒絶査定等に対する審判に係るものに限る。）

十四 特許法第五百十一條（意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項及び同法附則第十七條第一項において準用する場合を含む。）において準用する民事訴訟法第九十四條第一項の規定による期日の呼出し（拒絶査定等に対する審判に係るものに限る、証拠保全に係るものを除く。）

十五 特許法第五百十三條第二項（意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項及び同法附則第十七條第一項において準用する場合を含む。）の規定による審理の結果の通知（拒絶査定等に対する審判に係るものに限る。）

十六 特許法第五百十六條第一項（意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項及び同法附則第十七條第一項において準用する場合を含む。）の規定による審理の終結の通知（拒絶査定等に対する審判に係るものに限る。）

十七 特許法第五百十七條第三項（意匠法第五十二條並びに商

標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による審決の謄本の送達（拒絶査定等に対する審判に係るものに限る。）

十八 特許法第百八十四条の五第二項又は実用新案法第四十八条の五第二項の規定による手続の補正の命令

十九 特許法第百八十九条（実用新案法第五十五条第二項、意匠法第六十八条第五項及び商標法第七十七条第五項において準用する場合を含む。）の通商産業省令で定める書類の送達であつて、通商産業省令で定めるもの

二十 特許法第百三十四条第四項（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による審尋又は特許法第百九十四条第一項（実用新案法第五十五条第三項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による求めに応じて提出された物件に係る通知であつて、通商産業省令で定めるもの

二十一 実用新案法第十二条第二項の規定により作成された実用新案技術評価書についての通知であつて、通商産業省令で定めるもの

二十二 実用新案法第四十八条の七第二項の規定による命令

（特定通知等の方法）

第七条 特許庁長官、審判長又は審査官は、電子情報処理組織を使用して特定通知等を行うときは、法第二条第一項の出力装置（特許庁の使用に係るものに限る。）から入力してその特定通知等の相手方の使用に係る同項の出力装置（特許庁の使用に係るものを除き、特許庁長官が定める技術的基準に適合するものであつて、あらかじめ、通商産業省令で定めるところにより特許庁長官に届け出たものに限る。）に備えられたファイルに記録する方法により行わなければならない。

十 特許法第百八十九条（実用新案法第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の通商産業省令で定める書類の送達であつて、通商産業省令で定めるもの

十一 特許法第百九十四条第一項（実用新案法第五十五条第三項において準用する場合を含む。）に規定する物件に係る通知であつて、通商産業省令で定めるもの

十二 実用新案法第十二条第二項の規定により作成された実用新案技術評価書についての通知であつて、通商産業省令で定めるもの

（特定通知等の方法）

第七条 特許庁長官又は審査官は、電子情報処理組織を使用して特定通知等を行うときは、法第二条第一項の出力装置（特許庁の使用に係るものに限る。）から入力してその特定通知等の相手方の使用に係る同項の出力装置（特許庁の使用に係るものを除き、特許庁長官が定める技術的基準に適合するものであつて、あらかじめ、通商産業省令で定めるところにより特許庁長官に届け出たものに限る。）に備えられたファイルに記録する方法により行わなければならない。

（書面の提出による手続の指定）

第九条 法第七条第一項の政令で定める手続は、第一条第四十号（法第十五条第一項の規定による特許料等の納付に関する申出に係るものに限る。）、第四十一号（手数料の納付のみの補正をその内容とするものに限る。）及び第四十二号から第四十七号までに掲げる特定手続とする。

（手続の指定）

第十八条 法第十四条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の政令で定める手続は、第一条第一号から第四号まで、第十四号、第十七号、第十八号、第二十一号、第二十三号、第二十七号、第二十八号、第三十五号から第三十九号まで、第四十一号又は第四十三号から第四十七号までに掲げる特定手続とする。

別表（第一条、第三条、第六条関係）

一			
（一）法の施行の日（以下「 <u>施行日</u> 」という。）前にされた特許出願及び実用新案登録出願（ <u>施行日以後にされた特許出願及び実用新案登録出願であつて、特許法第四十四条第二項（同法第四十六条第五項及び実用新案法第十条第一項において準用する場合を含む。）</u> 、 <u>実用新案法第十条第三項又は旧特許法第四十五条第六項若しくは第五十三条</u>	<table><tr><td>第一条第六号、第七号から第十二号まで、第十五号から第二十号まで、第三十五号から第三十七号まで、第四十一号及び第四十二号に掲げる手続（</td><td>第六条第三号から第九号まで、第十九号及び第二十号に掲げる通知又は命令（平成十二年一月一日以後に請求された特許法第二百一十一条第一項の審判が特許</td></tr></table>	第一条第六号、第七号から第十二号まで、第十五号から第二十号まで、第三十五号から第三十七号まで、第四十一号及び第四十二号に掲げる手続（	第六条第三号から第九号まで、第十九号及び第二十号に掲げる通知又は命令（平成十二年一月一日以後に請求された特許法第二百一十一条第一項の審判が特許
第一条第六号、第七号から第十二号まで、第十五号から第二十号まで、第三十五号から第三十七号まで、第四十一号及び第四十二号に掲げる手続（	第六条第三号から第九号まで、第十九号及び第二十号に掲げる通知又は命令（平成十二年一月一日以後に請求された特許法第二百一十一条第一項の審判が特許		

（書面の提出による手続の指定）

第九条 法第七条第一項の政令で定める手続は、第一条第十四号（法第十五条第一項の規定による特許料等の納付に関する申出に係るものに限る。）、第十五号（手数料の納付のみの補正をその内容とするものに限る。）及び第十六号から第二十一号までに掲げる特定手続とする。

（手続の指定）

第十八条 法第十四条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の政令で定める手続は、第一条第一号、第九号から第十一号まで、第十三号、第十五号又は第十七号から第二十一号までに掲げる特定手続とする。

	二
第四項（旧特許法第百五十九条第一項（旧特許法第百七十四条第一項（旧実用新案法第四十五条において準用する場合を含む。）及び旧実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。）、旧特許法第百六十一条の三第一項（旧実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。）及び旧実用新案法第十三条において準用する場合を含む。）の規定により施行日前にしたものとみなされるものを除く。） （二）防衛目的のためにの特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用を受ける特許出願及び実用新案登録出願	（一）平成十二年一月一日前に特許法第百八十四条の四第一項若しくは実用新案法第四十八条の四第一項の規定による翻訳文又は特許法第百八十四条の
平成十二年一月一日以後に請求された特許法第百二十一条第一項の審判が特許庁に係属している場合に於けるものを除く。）	第一条第七号、第十五号から第二十一号まで、第二十五号から第三
庁に係属している場合に於けるものを除く。）	第六条第三号から第九号まで及び第十八号から第二十二号までに掲

三		
平成十二年一月一日前にされた意匠登録出願（平成十二年一月一日以後にされた意匠登録出願であつて、意匠法第十条の二第二項（同法第十三条第五項において準用する場合を含む。）若しくは同法第十	五第一項若しくは実用新案法第四十八条の五第一項の規定による書面の提出がされた特許法第八十四条の三第一項の規定により特許出願とみなされた国際出願又は実用新案法第四十八条の三第一項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願 （二）平成十二年一月一日前に特許法第八十四条の二十第二項又は実用新案法第四十八条の十六第二項の規定による翻訳文の提出がされた特許法第八十四条の二十第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願又は実用新案法第四十八条の十六第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願	
第一条第八号、第十一号、第十三号から第十五号まで、第十七号、第十九号、	十七号まで、第四十一号及び第四十二号に掲げる手続（平成十二年一月一日以後に請求された特許法第二百一十一条第一項の審判が特許庁に係属している場合を除く。）	
第六条第三号から第五号まで、第七号、第八号、第十号、第十九号及び第二十	げる通知又は命令（平成十二年一月一日以後に請求された特許法第二百一十一条第一項の審判が特許庁に係属している場合を除く。）	

	四
七条の三第一項（同法第五十条第一項（同法第五十七条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により平成十二年一月一日前にしたものとみなされるもの又は特許法等の一部を改正する法律（平成十年法律第五十一号）による改正前の意匠法（以下この項において「旧意匠法」という。）第十条の二第二項（旧意匠法第十二条第四項において準用する場合（旧意匠法第十二条第一項の規定による意匠登録出願の変更の場合に限る。）を含む。）の規定により平成十二年一月一日前にしたものとみなされるものを除く。）	（一）平成十二年一月一日前にされた商標登録出願又は防護標章登録出願（平成十二年一月一日以後にされた商標登録出願又は防護標章登録出願であつて、商標法第九条第一項、第十条第二項（同法第十一條第五項、第十二條第三項、第六十五條第三
第二十二号、第三十五号から第三十七号まで、第四十一号及び第四十二号に掲げる手続（平成十二年一月一日以後に請求された意匠法第四十六条第一項又は第四十七条第一項の審判が特許庁に係属している場合に於けるものを除く。）	第一條第九号、第十一号、第十三号、第十五号、第十七号、第十九号、第三十五号から第三十七号まで、第四十
号に掲げる通知又は命令（平成十二年一月一日以後に請求された意匠法第四十六条第一項又は第四十七條第一項の審判が特許庁に係属している場合に於けるものを除く。）	第六條第三号から第五号まで、第七号、第八号、第十号、第十九号及び第二十号に掲げる通知又は命令（平成十

項及び第六十八條第一項において準用する場合を含む。）又は同法第十七條の第二項（同法第六十八條第二項において準用する場合を含む。）及び同法第五十五條の第二項（同法第六十條の第二項（同法第六十八條第五項において準用する場合を含む。）及び同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）において準用する意匠法第十七條の第三項の規定により平成十二年一月一日前にしたものとみなされるものを除く。）	（二）平成十二年一月一日前にされた防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願	（三）平成十二年一月一日前にされた商標法附則第三條第一項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）の規定による書換登録の申請
一号及び第四十二号に掲げる手続（平成十二年一月一日以後に請求された商標法第四十四條第一項（同法第六十條第四項及び同法附則第十三條第二十三條において準用する場合を含む。）又は同法第四十五條第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）の審判が特許庁に係属している場合に	二年一月一日以後に請求された商標法第四十四條第一項（同法第六十八條第四項及び同法附則第十三條第二十三條において準用する場合を含む。）又は同法第四十五條第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）の審判が特許庁に係属している場合を除く。）	

五	
平成十二年一月一日前にされ た拒絶査定等に対する審判の 請求	
第一条第二 十四号、第 三十五号か ら第三十八 号まで、第 四十一号及 び第四十二 号に掲げる 手続	するものを 除く。）
第六条第三 号から第五 号まで、第 七号から第 十七号まで 、第十九号 及び第二十 号に掲げる 通知又は命 令	

改正案	現行
（審査第一部の事務） 第百六十七条 審査第一部においては、次の事務をつかさどる。 一 工業所有権に関する出願書類（実用新案技術評価に関する書類及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）の規定により出願書類又は実用新案技術評価に関する書類とみなされるものを含む。第百八十一条第二号から第五号まで、第百八十二条第一号並びに第百八十二条の二第一号及び第一号の二において同じ。）の方式審査、整理、保管その他出願に関すること。（総務部の所掌に属することを除く。） 二 三 （略） （審判部の事務） 第百七十二条 審判部においては、工業所有権に関する審判、判定及び鑑定並びに特許異議及び商標に関する登録異議に関する事務をつかさどる。 （方式審査第一課） 第百八十一条 （略） 一 （略） 二 国際出願に関する出願書類の接受及び発送を行うこと。 三 国際出願に関する出願書類に記載された事項の特許庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録に関すること。 四 （略） 五 （略） 六 （略）	（審査第一部の事務） 第百六十七条 審査第一部においては、次の事務をつかさどる。 一 工業所有権に関する出願書類（実用新案技術評価に関する書類及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）の規定により出願書類又は実用新案技術評価に関する書類とみなされるものを含む。第百八十一条第三号及び第四号、第百八十二条第一号並びに第百八十二条の二第一号及び第一号の二において同じ。）の方式審査、整理、保管その他出願に関すること。（総務部の所掌に属することを除く。） 二 三 （略） （審判部の事務） 第百七十二条 審判部においては、工業所有権に関する審判並びに特許異議及び商標に関する登録異議に関する事務をつかさどる。 （方式審査第一課） 第百八十一条 （略） 一 （略） 二 国際出願に関する出願書類（実用新案技術評価に関する書類を含む。）の接受及び発送を行うこと。 三 （略） 四 （略） 五 （略）

(方式審査第二課)
第百八十二条 (略)

- 一 (略)
- 二 意匠及び商標に関する出願書類(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の規定により出願書類とみなされるものを含む。以下この条において同じ。)の方式審査に関すること。

三 (略)

(出願課)
第百八十二条の二 (略)

一 五 (略)

- 六 審判、特許異議、商標に関する登録異議及び判定に関する書類(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の規定によりこれらの書類とみなされるものを含む。以下この条及び第百九十七条第一号において同じ。)及び物件の接受を行うこと。

- 七 審判、特許異議、商標に関する登録異議及び判定に関する書類に記載された事項の特許庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録に関すること。

八 (略)

九 (略)

(書記課)
第百九十七条 (略)

一 (略)

- 二 審判官及び審判書記官の指定に関すること。
- 三 審判及び判定の請求書、特許異議申立書、商標に関する登録異議申立書その他の書類(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の規定によりこれらの書類とみなされるものを含む。)の方式調査に関すること。

(方式審査第二課)
第百八十二条 (略)

- 一 (略)
- 二 意匠及び商標に関する出願書類の方式審査に関すること。

三 (略)

(出願課)
第百八十二条の二 (略)

一 五 (略)

- 六 審判、特許異議、商標に関する登録異議及び判定に関する書類及び物件の接受を行うこと。

七 (略)

八 (略)

(書記課)
第百九十七条 (略)

一 (略)

- 二 審判官の指定に関すること。
- 三 審判及び判定の請求書、特許異議申立書、商標に関する登録異議申立書その他の書類の方式調査に関すること。

四 審判、特許異議、商標に関する登録異議及び判定に関し期間延長の許可、費用額の決定等を行うこと。

五 審判、特許異議、商標に関する登録異議、判定及び鑑定に関する記録その他の書類（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の規定によりこれらの書類とみなされるものを含む。）の作成、証拠調又は口頭審理の期日の通知、審決又は決定の謄本（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の規定により謄本とみなされるものを含む。）の送達等に関すること。

六〇七 （略）

（審判長）

第百九十八条 審判長は、命を受けて審判事件、特許異議申立事件、商標に関する登録異議申立事件、判定請求事件及び鑑定に関する事務を分掌する。

四 審判、特許異議及び商標に関する登録異議に関し期間延長の許可、費用額の決定等を行うこと。

五 審判、特許異議、商標に関する登録異議及び判定に関する記録その他の書類の作成、証拠調又は口頭審理の期日の通知、審決又は決定の謄本の送達等に関すること。

六〇七 （略）

（審判長）

第百九十八条 審判長は、命を受けて審判事件、特許異議申立事件及び商標に関する登録異議申立事件に関する事務を分掌する。

改 正 案	現 行
第三十八条（略） 一 特許出願又ハ実用新案、意匠若ハ商標ノ登録出願ノ願書、明細書、要約書、説明書、出願審査請求書、意見書及出願公開請求書 二ノ九（略） 2 弁理士法第二十二條ノ二第一項ノ電磁的記録ハ工業所有權に關する手續等の特例に關する法律（平成二年法律第三十号）ノ規定ニ依リ特許出願若ハ実用新案、意匠若ハ商標ノ登録出願ノ願書、明細書、要約書、出願審査請求書、出願公開請求書、実用新案技術評価請求書若ハ意見書、審判ノ請求書若ハ意見書又ハ弁明書ト看做サルル電磁的記録トス	第三十八条（略） 一 特許出願又ハ実用新案、意匠若ハ商標ノ登録出願ノ願書、明細書、要約書、説明書、出願審査請求書及意見書 二ノ九（略） 2 弁理士法第二十二條ノ二第一項ノ電磁的記録ハ工業所有權に關する手續等の特例に關する法律（平成二年法律第三十号）ノ規定ニ依リ特許出願又ハ実用新案登録出願ノ願書、明細書、要約書、出願審査請求書、意見書、実用新案技術評価請求書又ハ弁明書ト看做サルル電磁的記録トス

○特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）（附則第五条関係）

改 正 案			現 行		
（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律関係手数料） 第五条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二 年法律第三十号）第四十条第一項の規定により納付すべき手 料の額は、次の表のとおりとする。			（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律関係手数料） 第五条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二 年法律第三十号）第四十条第一項の規定により納付すべき手 料の額は、次の表のとおりとする。		
一	工業所有権に関する手続等の特例に 関する法律第七条第一項の規定によ り磁気ディスクへの記録を求める者	納付しなければならない者	一	工業所有権に関する手続等の特例に 関する法律第七条第一項の規定によ り磁気ディスクへの記録を求める者	納付しなければならない者
金 額	一件につき千二 百円に書面一枚 につき七百円を 加えた額（二件 以上を一の書面 とする場合に あつては、一件ご とに一の書面で する場合の額の 合計額。）	金 額	金 額	一件につき四千 三百円に特許出 願又は実用新案 登録出願の願書 に添付して提出 した明細書（図 面を除く。）（ 工業所有権に関 する手続等の特 例に関する法律 第七条第一項の 通商産業省令で 定める事項が記 載されている部 分を除く。）一 枚につき八百円 を加えた額	金 額
六二 （略）	（略）	（略）	六二 （略）	（略）	（略）

○実用新案登録令（昭和三十五年政令第四十号）（附則第七条関係）

改 正 案	現 行
（実用新案原簿の範囲） 第三条（略） 2 実用新案登録を受けた考案の当該明細書及び図面（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）以下この条において「特例法」という。）の規定により明細書に記載された事項及び図面の内容が特例法第三条第二項に規定するファイルに記録されている場合にあつては、当該ファイルの記録）は、次条第一項の規定の適用を除き、実用新案登録原簿の一部とみなす。 3 審決の原本により、第一条第一号又は第二号に掲げる事項について、実用新案登録原簿又は実用新案関係拒絶審決再審請求原簿にその審決の要旨の登録をしたときは、その原本（特例法の規定により審決の内容が特例法第三条第二項に規定するファイルに記録されている場合にあつては、当該ファイルの記録）は、次条第一項の規定の適用を除き、実用新案登録原簿又は実用新案関係拒絶審決再審請求原簿の一部とみなす。	（実用新案原簿の範囲） 第三条（略） 2 実用新案登録を受けた考案の当該明細書及び図面（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）の規定により明細書に記載された事項及び図面の内容が同法第三条第二項に規定するファイルに記録されている場合にあつては、当該ファイルの記録）は、次条第一項の規定の適用を除き、実用新案登録原簿の一部とみなす。 3 審決の原本により、第一条第一号又は第二号に掲げる事項について、実用新案登録原簿又は実用新案関係拒絶審決再審請求原簿にその審決の要旨の登録をしたときは、その原本は、次条第一項の規定の適用を除き、実用新案登録原簿又は実用新案関係拒絶審決再審請求原簿の一部とみなす。

改 正 案	現 行
（特例手続の指定） 第一条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項の政令で定める手続は、次に掲げる手続（国際出願等（特許法第百八十四条の三第一項又は第百八十四条の十六第四項の規定により特許出願とみなされる国際出願、実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）第四十八条の三第一項又は第四十八条の十四第四項の規定により実用新案登録出願とみなされる国際出願、防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用を受ける特許出願及び実用新案登録出願並びに法の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた特許出願及び実用新案登録出願（施行日以後にされた特許出願及び実用新案登録出願であつて、特許法第四十四条第二項（同法第四十六条第六項及び実用新案法第九条第一項において準用する場合を含む。）、実用新案法第八条第三項又は特許法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第四十一号。以下「改正法」という。）による改正前の特許法（以下「旧特許法」という。）第四十五条第六項若しくは第五十三条第四項（旧特許法第百五十九条第一項（旧特許法第百七十四条第一項（改正法による改正前の実用新案法（以下「旧実用新案法」という。）第四十五条において準用する場合を含む。）及び旧実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。）及び旧実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。）の規定により施行日前にしたものとみなされるものを除く。）をいう。以下同じ。）、「国際出願等に係る第二号から第八号まで、第九号から第十一号まで及び第十三号に掲げる手続（平成十二年一月一日	（特例手続の指定） 第一条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項の政令で定める手続は、次に掲げる手続（国際出願等（特許法第百八十四条の三第一項又は第百八十四条の十六第四項の規定により特許出願とみなされる国際出願、実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）第四十八条の三第一項又は第四十八条の十四第四項の規定により実用新案登録出願とみなされる国際出願、防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用を受ける特許出願及び実用新案登録出願並びに法の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた特許出願及び実用新案登録出願（施行日以後にされた特許出願及び実用新案登録出願であつて、特許法第四十四条第二項（同法第四十六条第六項及び実用新案法第九条第一項において準用する場合を含む。）、実用新案法第八条第三項又は特許法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第四十一号。以下「改正法」という。）による改正前の特許法（以下「旧特許法」という。）第四十五条第六項若しくは第五十三条第四項（旧特許法第百五十九条第一項（旧特許法第百七十四条第一項（改正法による改正前の実用新案法（以下「旧実用新案法」という。）第四十五条において準用する場合を含む。）及び旧実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。）及び旧実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。）の規定により施行日前にしたものとみなされるものを除く。）をいう。以下同じ。）並びに国際出願等に係る第二号から第十一号まで及び第十三号に掲げる手続を除く。以下「特定手続」という。）とす

以後に請求された特許法第二百一十一条第一項及び実用新案法第三十五条第一項の審判（以下「拒絶査定に対する審判」という。）が特許庁に係属している場合にするものを除く。）並びに平成十二年一月一日前にされた拒絶査定に対する審判の請求及びこの請求に係る第七号の二から第八号の二まで、第十一号の三及び第十三号の手続を除く。以下「特定手続」という。）とする。

一〇七（略）

七の二 特許法第四条（実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による期間の延長の請求

八（略）

八の二 特許法第五条第二項（実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による期日の変更の請求（拒絶査定に対する審判に係るものに限る。）

九〇十一（略）

十一の二 拒絶査定に対する審判の請求

十一の三 拒絶査定に対する審判に係る手続であつて、次に掲げるもの

イ 特許法第四百五十五条第二項（実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。）の規定による口頭審理の申立

ロ 特許法第五百十条第一項（実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。）の規定による証拠調の申立

ハ 特許法第五百十条第五項（実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。）の規定による意見の申立て（証拠保全に係るものを除く。）

ニ 特許法第五百五十五条第一項（実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。）の規定による審判の請求の取下げ

ホ 特許法第五百五十六条第二項（実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。）の規定による審理の再開の申立

十二（略）

る。

一〇七（略）

八（略）

九〇十一（略）

十二（略）

十三 特許法第十七条第一項若しくは第二項（法第四十一条第二項及び実用新案法第五十五条第二項において準用する場合を含む。）又は特許法第百三十三条第一項（実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。）の規定による前各号に掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正（特許出願又は実用新案登録出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の際の本の送達があった後にするもの及び代理権を証明する書面その他の物件の提出をその内容とするものを除く。）

十四～十八 （略）

（特定処分等の指定）

第三条 法第四条第一項の政令で定める処分は、次に掲げる処分とする。

- 一 特許法第十三条第四項（実用新案法第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による特定手続その他通商産業省令で定める手続の無効の処分
- 二 法第七条第三項又は特許法第十八条（法第四十一条第二項及び実用新案法第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による特定手続その他通商産業省令で定める手続の無効の処分
- 三 特許庁長官が行う特許法第二十二条（実用新案法第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による決定（国際出願等に係るものを除く。）
- 四 審判長、審判官又は審査官が行う審決、査定若しくは決定又はこれらの取消し（再審に係るものを除く。）

五 特許法第四百七条第一項（同法第五百十一条（実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。）及び実用新案

十三 特許法第十七条第一項又は第二項（法第四十一条第二項及び実用新案法第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による前各号に掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正（特許出願又は実用新案登録出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があった後にするもの及び代理権を証明する書面その他の物件の提出をその内容とするものを除く。）

十四～十八 （略）

（特定処分等の指定）

第三条 法第四条第一項の政令で定める処分は、次に掲げる処分（第二号から第五号までに掲げる処分については、国際出願等に係るものを除く。）とする。

- 一 法第七条第三項又は特許法第十八条（法第四十一条第二項及び実用新案法第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による特定手続その他通商産業省令で定める手続の無効の処分
- 二 特許法第四十九条若しくは第六十条（実用新案法第十三条において準用する場合を含む。）又は実用新案法第十一条の規定による拒絶をすべき旨の査定
- 三 特許法第五十一条第一項（実用新案法第十三条において準用する場合を含む。）の規定による出願公告をすべき旨の決定
- 四 特許法第五十三条第一項又は第五十四条第一項（これらの規定を実用新案法第十三条において準用する場合を含む。）の規定による却下の決定
- 五 特許法第六十条又は第六十二条（これらの規定を実用新案法第十三条において準用する場合を含む。）の規定による特

法第四十一条において準用する場合を含む。）の規定による調書の作成

（特定通知等の指定）

第六条 法第五条第一項の政令で定める通知又は命令は、次に掲げる通知又は命令（国際出願等に係る第二号から第十号まで、第十六号及び第十七号に掲げる通知又は命令（平成十二年一月一日以後に請求された拒絶査定に対する審判が特許庁に係属している場合にするものを除く。）並びに平成十二年一月一日前にされた拒絶査定に対する審判の請求に係る第二号から第四号まで及び第六号から第十七号までに掲げるものを除く。）とする。

一 法第七条第二項、特許法第十七条第三項（法第四十一条第二項及び実用新案法第五十五条第二項において準用する場合を含む。）又は特許法第百三十三条第一項（実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。）の規定による特定手続の補正の命令（審査又は拒絶査定に対する審判に係るものに限る。）

二 特許法第二十三条第一項（実用新案法第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令（審査又は拒絶査定に対する審判に係るものに限る。）

三 特許法第二十三条第三項（実用新案法第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知（審査又は拒絶査定に対する審判に係るものに限る。）

四 特許法第三十九条第七項又は実用新案法第七条第六項の規定による命令（審査又は拒絶査定に対する審判に係るものに限る。）

五 特許法第四十八条の五第二項（実用新案法第十三条において準用する場合を含む。）の規定による通知

六 特許法第五十条（同法第百五十九条第二項及び第百六十一

許をすべき旨の査定

（特定通知等の指定）

第六条 法第五条第一項の政令で定める通知又は命令は、次に掲げる通知又は命令（第二号から第八号まで及び第十号に掲げる通知又は命令については、国際出願等に係るものを除く。）とする。

一 法第七条第二項及び特許法第十七条第三項（法第四十一条第二項及び実用新案法第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による特定手続の補正の命令

二 特許法第二十三条第一項（実用新案法第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令（審査（特許法第百六十一条の二（実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。）の規定による審査を除く。次号及び第四号において同じ。）に係るものに限る。）

三 特許法第二十三条第三項（実用新案法第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知（審査に係るものに限る。）

四 特許法第三十九条第七項又は実用新案法第七条第六項の規定による命令（審査に係るものに限る。）

五 特許法第四十八条の五第二項（実用新案法第十三条において準用する場合を含む。）の規定による通知

六 特許法第五十条（実用新案法第十三条において準用する場

条の三第二項（これらの規定を実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。）並びに実用新案法第十三条において準用する場合を含む。）の規定による通知

七 特許法第五十一条第二項（実用新案法第十三条において準用する場合を含む。）の規定による決定の謄本の送達

八 特許法第五十三条第三項（同法第百五十九条第一項及び第百六十一条の三第一項（これらの規定を実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。）並びに実用新案法第十三条において準用する場合を含む。）の規定による決定の謄本の送達

九 特許法第五十四条第一項（同法第百五十九条第一項及び第百六十一条の三第一項（これらの規定を実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。）並びに実用新案法第十三条において準用する場合を含む。）の規定による却下の決定に係る通知であつて、通商産業省令で定めるもの

十 特許法第六十三条第二項（同法第百六十一条の三第三項（実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。）及び実用新案法第十三条において準用する場合を含む。）の規定による査定の謄本の送達

十一 特許法第百三十七条第一項（実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。）の規定による審判官の指定に係る通知であつて、通商産業省令で定めるもの（拒絶査定に対する審判に係るものに限る。）

十二 特許法第百四十五条第三項（実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。）の規定による書面の送達（拒絶査定に対する審判に係るものに限る。）

十三 特許法第百五十条第五項（実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。）の規定による証拠調の結果の通知（拒絶査定に対する審判に係るものに限る。）

十四 特許法第百五十六条第一項（実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。）の規定による審理の終結の通知（拒絶査定に対する審判に係るものに限る。）

合を含む。）の規定による通知

七 特許法第五十一条第二項（実用新案法第十三条において準用する場合を含む。）の規定による決定の謄本の送達

八 特許法第五十三条第三項（実用新案法第十三条において準用する場合を含む。）の規定による決定の謄本の送達

九 特許法第五十四条第一項（実用新案法第十三条において準用する場合を含む。）の規定による却下の決定に係る通知であつて、通商産業省令で定めるもの

十 特許法第六十三条第二項（実用新案法第十三条において準用する場合を含む。）の規定による査定の謄本の送達

十五 特許法第五十七条第三項（実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。）の規定による審決の謄本の送達（拒絶査定に対する審判に係るものに限る。）

十六 特許法第八十九条（実用新案法第五十五条第五項において準用する場合を含む。）の通商産業省令で定める書類の送達であつて、通商産業省令で定めるもの

十七 特許法第三十四条第三項（実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。）の規定による尋問又は特許法第九十四条第一項（実用新案法第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による求めに応じて提出された物件に係る通知であつて、通商産業省令で定めるもの

（特定手続の記録事項）

第八条 法第六条第一項の規定により電子情報処理組織の使用に代えて磁気ディスクの提出により特定手続を行う者は、通商産業省令で定めるところにより、当該特定手続につき規定した特許等関係法令の規定において書面に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスクを特許庁に提出しなければならない。

（書面の提出による手続の指定）

第九条 法第七条第一項の政令で定める手続は、第一条第十二号（法第十五条第一項の規定による特許料等の納付に関する申出に係るものに限る。）、第十三号（手数料の納付のみの補正をその内容とするものに限る。）及び第十四号から第十八号までに掲げる特定手続とする。

十一 特許法第八十九条（実用新案法第五十五条第五項において準用する場合を含む。）の通商産業省令で定める書類の送達であつて、通商産業省令で定めるもの

十二 特許法第九十四条第一項（実用新案法第五十五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する物件に係る通知であつて、通商産業省令で定めるもの

（特定手続以外の特定手続等の指定）

第八条 法第六条第一項の政令で定める手続は、特許法第七十条第一項の特許料又は同法第十二条第二項の割増特許料その他工業所有権に関する登録料又は割増登録料の納付の申出であつて通商産業省令で定めるものとする。

（特定手続等の記録事項）

第九条 磁気ディスクの提出により特定手続等を行う者は、通商産業省令で定めるところにより、当該特定手続等につき規定した特許等関係法令又は意匠法若しくは商標法若しくはこれらの法律に基づく命令の規定において書面に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスクを特許庁に提出しなければならない。ただし、図面その他通商産業省令で定める事項を通商産業省令で定めるところにより記載した書面を当該フレキシブルディスクに添付して提出するときは、当該図面の内容その他当該書面に記載した事項については、当該フレキシブルディスクへの記録を省略することができる。

（磁気ディスクへの記録を求める期間）

第十条 法第七条第一項の政令で定める期間は、三十日とする。

（特定手続以外の特定手続等の指定）

第十一条 法第八条第一項の政令で定める手続は、特許法第百七条第一項の特許料又は同法第百十二条第二項の割増特許料その他工業所有権に関する登録料又は割増登録料の納付の申出であつて、通商産業省令で定めるものとする。

第十二条から第十四条まで 削除

（ファイルに記録すべき事項）

第十条 法第六条第三項の政令で定める事項は、前条本文の規定により特許庁に提出されたフレキシブルディスクに記録された事項及び同条ただし書に規定する図面の内容その他書面に記載された事項とする。

（書面の提出による手続の指定）

第十一条 法第七条第一項の政令で定める手続は、特許出願又は実用新案登録出願とする。

（書面の提出による手続に係る書面の指定）

第十二条 法第七条第一項の政令で定める書面は、特許出願又は実用新案登録出願の願書並びに当該願書に添付して提出した明細書及び要約書とする。

（磁気ディスクへの記録を求める期間）

第十三条 法第七条第一項の政令で定める期間は、三十日とする。

（ファイルに記録すべき事項）

第十四条 法第八条第一項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第七条第一項の磁気ディスクに記録された事項

二 願書に添付して提出した明細書及び要約書に記載された事項（前号に掲げる事項を除く。）並びに当該願書に添付して提出した図面の内容

（手続の指定）

第十八条 法第十四条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の政令で定める手続は、第一条第一号、第八号から

（手続の指定）

第十八条 法第十四条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の政令で定める手続は、第一条第一号、第七号の二

から第十号まで、第十一号の二又は第十四号から第十八号までに掲げる特定手続とする。

第十号まで又は第十四号から第十八号までに掲げる特定手続とする。

○特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備に関する政令（平成五年政令第三百三十三号）（附則第九条関係）

改 正 案					現 行				
附 則 （係属中の実用新案登録出願等に係る経過措置） 第二条（略） 2（略） 3（略） 4 第一項の場合において、同項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧特例法施行令の規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。					附 則 （係属中の実用新案登録出願等に係る経過措置） 第二条（略） 2（略） 3（略） 4 第一項の場合において、同項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧特例法施行令の規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。				
第一条第六号	（略）	（略）	第一条第九号	届出	第一条第六号	（略）	（略）	第一条第九号	届出であつて、通商産業省令で定めるものの
第一条第八号	（略）	（略）	第一条第九号	届出	第一条第八号	（略）	（略）	第一条第九号	届出であつて、通商産業省令で定めるものの
第一条第十号	（略）	（略）	第一条第十号	（略）	第一条第十号	（略）	（略）	第一条第十号	（略）
第一条第十号	（略）	（略）	第一条第十号	（略）	第一条第十号	（略）	（略）	第一条第十号	（略）

5 第一項の場合において、特許法等の一部を改正する法律（平成六年法律第百十六号）附則第九条第二項において準用する特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第百十三条の規定による登録異議の申立てに係る登録については、第一項の規定によりなお効力を有するものとされる旧実用新案登録令の規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一条第一号、第六条第五号	(略)	(略)
第一条第二号、第六条第六号	(略)	(略)
第二条	(略)	(略)
第三条第三項	審決の原本	登録異議の申立てについての決定、審判の審決又は再審の決定若しくは審決の原

第六条第一号	補正の命令	補正の命令（審査） 特許法第百六十一条の二（実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。）の規定による審査を除く。）に係るものに限る。）
--------	-------	---

5 第一項の場合において、特許法等の一部を改正する法律（平成六年法律第百十六号）附則第九条第二項において準用する特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第百十三条の規定による登録異議の申立てに係る登録については、第一項の規定によりなお効力を有するものとされる旧実用新案登録令の規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一条第一号、第六条第五号	(略)	(略)
第一条第二号、第六条第六号	(略)	(略)
第二条	(略)	(略)
第三条第三項	審決の原本	登録異議の申立てについての決定、審判の審決又は再審の決定若しくは審決の原

第七 条			
(略)	審決の内容	その審決	本
	決定又は審決の内容	その決定又は審決	

第七 条			
(略)	その審決	本	
	その決定又は審決		